

# はじめに

## 第1 司法試験・予備試験倒産法で問われること

### 1 倒産実体法

- (1) 主に民法を中心とした権利関係が、倒産法においてどのように扱われるか  
ex. 「～の……という権利は、破産法上（民事再生法上）どのように取り扱われるか」
- (2) 法律関係  
ex. 「破産管財人（債権者、再生債務者）は、何をすべきか」  
「破産管財人は、否認権を行使することができるか」  
「破産管財人（債権者、再生債務者）は、誰に対し、どのような請求をすべきか」  
「破産管財人（債権者、再生債務者）は、誰かの請求に対し、どのような反論をすることが考えられるか」  
「裁判所は、どのような措置をとるべきか」  
※破産管財人（破産法）、再生債務者（民事再生法）、裁判所（破産法・民事再生法共通）が、倒産法の主人公であると考えておこう。

### 2 倒産手続法

- (1) どのような手続が考えられるか  
ex. 「破産法上（民事再生法上）とり得る手段について述べなさい」  
「～についての手続について述べなさい」
- (2) その手続を利用することができるか（要件充足性）  
ex. 「担保権消滅請求は認められるか」

### 3 破産法と民事再生法の異同

- (1) 破産管財人と再生債務者  
→前提知識として問われる
  - (2) 破産法と民事再生法の規律の違い  
ex. 「破産法と民事再生法の相殺の規律の違いに留意しつつ述べなさい」
  - (3) 破産にはあって、民事再生法にはないもの、あるいは、その逆
- 4 上記1～3を前提とした、重要判例の理解、適切な条文の操作

## 第2 司法試験・予備試験倒産法のアウトプット

---

- 1 実体法の権利関係の正確な分析と、倒産法における当該権利の扱われ方の分析  
→問題文には、必ず民事実体法上（主に民法）の権利関係が書かれている。そのため、まずは問題文中に記載されている民事実体法上の権利関係を正確に分析する。
- 2 手続の検索  
→とにかく条文を引くこと。これに尽きる。
- 3 上記についての重要判例、重要論点の論証  
→最終的に、判例百選レベルに掲載されている論証を押さえる必要があり、かつそれで足りる。
- 4 それ以外の論証  
→論証として押さえておくべきもの以外の条文の要件、特に抽象的要件の解釈・あてはめが問われる。処理の仕方としては、民法と一緒に。

## 第3 司法試験・予備試験倒産法のインプット

### 1 条文

- (1) もっともウェイトを置くべき
- (2) 細切れの時間を使って、目次を意識しながら条文を引く
- (3) 規範的要件が出てきたら、常に趣旨を考えてみる
- (4) 手続表を座右に置きながら条文を引く
- (5) 破産法と民事再生法の異同を意識してみる

### 2 制度・趣旨

- (1) まずは、当該倒産法上の制度がどんな制度なのかをしっかりと確定する。
- (2) なぜその制度が存在するのか（どうして一般民事法の制度だけでは不十分なのか）、その制度趣旨を理解する。

### 3 判例

- (1) 判例百選に載っているもの
- (2) 論証にしておくべきものについては、論証化しておく
- (3) その他、事案をしっかりと読んでおくこと

### 4 論証

- (1) 百選ベースで作っておく必要があり、かつ、それで足りる
- (2) 論証の全体における勉強時間のウェイトを確認！

### 5 民事一般法の勉強

- (1) 民法・商法
- (2) 民事訴訟法
- (3) 民事執行法
- (4) 民事保全法
- (5) 倒産法は、いわば上記(1)～(4)の特別法→0.5科目に過ぎない！

## 第4 論証化していない部分の論証の作り方の一例

本件では、……という事実がある。そこで、「～～（規範的要件）」に当たるか。  
 ○○条の趣旨は（○○条が、△△という限定をしている趣旨は）、□□という点にある。  
 ※自分で考えることが多い。迷ったら、1条に戻る！

そうだとすれば、「～～（規範的要件）」とは、（諸般の事情を考慮しつつ）□□という趣旨に反しないか否かによって決すべきである。

これを本件についてみると……（ここで使うべき事実を抽象化して、上記諸般の事情の部分や、□□の部分に出せねば出す）。  
 そうだとすれば、□□という趣旨に反しない。

したがって、「～～（規範的要件）」に当たる。

# 第5 倒産法の問題文分析の仕方

## 1 問を読む

主体に注目。多くは破産管財人（再生債務者）が主語であることが多い。

また、近時の問題は、設問部分に、ヒントが載っていることが多い。設問を読み、手掛かりとなるキーワードを探し、答案の大枠を確定する。

↓

## 2 問との関係を意識しつつ、問題文を正確に読む

人物や時間、金額、契約が書かれていれば、それをチェックする。近時の倒産法の問題は長文化しているので、まずは、上記事項についての正確な把握が必須である。そのために、関係図や時系列表の作成は必須である。特に、破産手続（民事再生手続）開始決定時の時系列表は必ずチェック！この時点で実体法上の権利が変容していく。

↓

## 3 民法と同じように読む

ここは極めて重要。関係図や時系列表ができたら、民法と同じ思考方法で見ていく。必ず実体法の権利関係が書かれている。誰と誰の間に、どのような権利関係があるのかを正確にチェックする。その権利関係は、民法を学んだことがあるのであれば誰しもが一度は見たことのある権利関係ばかりである。ここを怠ると、全く筋を外してしまう答案になる恐れがある。そして、その民法の権利関係（条文）をしっかりと答案に示せるようにする。

↓

## 4 問との関係をにらみつつ、関連しそうな条文をひたすら検索する

全ての法律答案共通であるが、法律答案は、条文に始まり、条文に終わる。

手続、実体法の権利関係についての破産法の取扱いの規定（相殺、別除権等）については、まずその条文を検索する。目次、各条文の見出しを有効活用すること。必ず、手がかりとなる条文と、それを検索するためのヒントとなる事実が問題文に落ちている！問題文は、試験委員が問いたい条文と基本原理・基本判例が具体化されたものに過ぎない。

↓

## 5 問と上記条文との関係で、事実を、どこでどの程度使うのかを決定する

問題文の事情は、基本的に全て使える事情。あとは、この事情を、どの条文のどの論点で使うのかを決定する。この作業は、普段のインプットから、いかに抽象的な知識を具体化しながらインプットしているかにかかってくる。また、判例百選の事実がほぼそのまま出題されることも多いので、重要判例については、百選の事実を読んでおくと非常に有効である。このほか、各当事者の立場に立って、想像を巡らせることも大事。例えば破産管財人であれば、積極財産を増やし、消極財産を減らすことで、総債権者の公平な満足を図るというのが究極的な使命といえるから、そこから想像をしてみるとよい。

↓

## 6 条文で枠組みを作り、その中で、重要論点、重要判例があれば、それを入れ込む

論点、重要判例ともに、条文の要件充足性の中の要件解釈にほかならない。とにかく大枠をコアとなる条文で作り上げることが大事。

解答例についても、できる限りそのような枠組みをつくるよう意識しているので、その部分を確認していただきたい。

また、多くの受験生が、論点として把握していない部分も必ず問われる。しかし、ここから逃げてはいけない。関連する条文の、どの要件の問題なのか。これを確定したら、そこで使う事実を確定し、法律答案のルールに従って、自分で論証を作り上げる。これが求められているのである。

↓

7 もう一度問題文を読み、一定の水準となっているかをチェックして、余裕があれば、コアでない条文や、条文の趣旨を入れ込む、あるいは、事実を足していく

まずは、一定の水準になっているか（答案構成を見直してみて、コアとなる条文、事実が、法律答案のルールに従って最後までつながっているか）をチェックする。これができるから、上記の作業を行う。どうしても使い方が分からず事実や、入れ込むと流れを悪くしそうな事実については、思い切って切り捨てるこも大事。

問題文は、最低3回は読む。

↓

8 一気に書く

答案構成とは、「あとは、書くだけ（手を動かすだけ）の状態にすること」をいう。答案構成が終わったら、あとは、自分を信じて一気に書く。倒産法は、司法試験においては 180 分で 2 通、最大で 8 枚。予備試験では 70 分で 1 通、最大で 4 枚。いずれも、事実の引用と条文の引用だけで紙面を十分に埋めることができる。したがって、最終的には、1 問につき 4 ページ最後まで書くことを目標にする。